

大東市工事検査技術基準

(総則)

第1条 この基準は、大東市工事検査要綱(平成7年8月1日実施)第4条の規程に基づき、工事の検査を行うにあたって必要な技術的基準を定めるものとする。

(検査の内容)

第2条 技術検査は、工事の施工体制、施工状況、出来形、出来ばえ及び品質について、請負者の工事の管理状況等を検査するもので、工事完了時点や請負者の請求に係る既済部分(出来形分部)等の工事検査及び、工事の施工途中における随時検査がある。

2 契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(以下「契約書等」という。)に基づき、工事の実施状況、出来形、出来ばえ及び品質について、適否の判定を行うものとする。

(工事の実施状況の検査)

第3条 工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理に関する各種の記録(写真及び電子媒体による記録を含む。)と契約図書等とを対比し、別表工事実施状況の検査留意事項、出来形検査基準、品質検査基準等に基づき行うものとする。

(工事の出来形及び品質の検査)

第4条 工事の出来形及び品質の検査は、実地に行うものとし、位置、出来形寸法、及び出来形管理に関する各種の記録(写真及び電子媒体による記録を含む。)と契約書等を対比して、また、品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録(写真及び電子媒体による記録を含む。)契約書等を対比して、行うものとする。

ただし、不可視部分等の検査において、出来形図、品質管理の状況を示す資料、写真等により、当該出来形、品質及び性能適否を判定することが困難なとき、その他検査を行うに当たり必要があると認めるときは、工事の目的物の一部の破壊その他の処理を要求し、又は工事に関する説明を求め、検査を行うものとする。

(出来形部分の数量の確認)

第5条 工事の出来形部分の数量は、工事の出来形及び品質の検査の結果に基づき、出来形図、その他の関係図書により確認するものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、きめ細かさ及び全体的な美観、使い勝手や使用者の安全に対する配慮、関連工事との全体的な調和等の出来ばえについて検査を行うものとする。

附則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。